

別 表

一般競争入札における工種別発注基準

工 種	対 象 設 計 額	発 注 基 準
トンネル工事	2億円以上5億円未満	単体（県内）
	5億円以上12億円未満	J V（県内2社）
	12億円以上22億9千万円未満	J V（県内又は準県内1社＋県内2社）
一般建築工事	2億円以上5億円未満	J V（県内2社）
	5億円以上22億9千万円未満	J V（県内3社）
電気工事	2億円以上5億円未満	J V（県内又は準県内1社＋県内1社）
	5億円以上8億円未満	J V（県内又は準県内1社＋県内2社）
	8億円以上22億9千万円未満	J V（県外又は県内1社＋県内又は準県内1社＋県内1社）
管工事	2億円以上3億円未満	J V（県内又は準県内1社＋県内1社）
	3億円以上5億円未満	J V（県外1社＋県内又は準県内1社）
	5億円以上22億9千万円未満	J V（県外1社＋県内又は準県内1社＋県内1社）

(注)

県 内：主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載する営業所。以下同じ。）を島根県内に有する者をいう。

県 外：主たる営業所を島根県外に有する者をいう。

準県内：県外業者のうち建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業所を島根県内に有することについて知事の認定を受けた者をいう。

ただし、電気工事業及び管工事業にあつては、審査要綱第3条の規定に基づき知事が認定した日に島根県内市町村に住居登録されており、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（1級又は2級電気工事施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士）を島根県内の営業所に10名以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。